



光割トク 利用規約

## 「光割トク」重要事項説明書

### 1. サービス名称

光割トク(以下、「本サービス」といいます)

### 2. サービス提供者

株式会社CURA(以下、「当社」といいます)

### 3. サービスに関する約款及び規約

本サービスは当社の定める「光割トクサービス契約約款」に基づいて提供致します。その他キャンペーンにつきましては、当社ホームページにてご確認ください。

### 4. 各種約款、規程

本サービスの内容、提供条件、その他詳細は当社ホームページに掲載致します。最新の各種約款、規約にてご確認ください。

### 5. サービスについて

本サービスは東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」といいます)または、西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」といいます)から卸電気通信役務の提供を受け当社が提供する、光電気通信網を用いた光回線提供サービスです。

新規に申し込みを行うことにより、または NTT 東日本・NTT 西日本が提供する下記のFTTH アクセス回線提供サービスをすでに利用されているお客様が、当社の FTTH アクセス回線へと契約を切り替えた(以下「転用」といいます)上で申し込みを行うことにより利用できるサービスです。

### 6. お申込みについて

お申込みにあたり、お客様のご利用場所が本サービスの対応エリアである事をご確認ください。

当社が提供する戸建住宅向けのFTTH アクセス回線	当社が提供する集合住宅向けのFTTH アクセス回線
NTT 東日本、NTT 西日本が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します	NTT 東日本、NTT 西日本が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します
*フレッツ 光クロス *フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ *フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ *フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隻 *フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ *フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	*フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ *フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ *フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隻 *フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ *フレッツ 光ネクスト マンションタイプ

お客様のお申込み情報は「ご契約内容確認書」の「ご契約形態」をご確認ください。

※NTT 東日本、NTT 西日本の設備状況により本サービスのご利用をお待ちいただく場合、ご利用いただけない場合があります。

※当社が定める期日までに光回線の敷設ができなかった場合、当社は本サービスのお申込みを取り消させていただく場合があります。

当社が提供する提供サービス名	NTT 東日本、NTT 西日本が提供する FTTH アクセス回線提供サービス名	通信速度
光割トク	フレッツ 光クロス	最大概ね 10Gbps
	フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ	最大概ね 1Gbps
	フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ	
	フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隻	
	フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ	
	フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ	
	フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隻	下り最大200Mbps 上り最大100Mbps
	フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	最大100Mbps
	フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	
	フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	
	フレッツ 光ネクスト マンションタイプ	

### 7. 通信速度について

当社が提供する本サービスの最大通信速度は以下の通りです。

※ 100Mbps を超える通信速度でご利用いただくためには、1Gbps の通信速度に対応した環境が必要となります。

※ 本サービスは、ベストエフォート方式のサービスです。通信速度は理論上の最高値であり、その高速性、常時接続性に關し保証するものではありません。

※ 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、当社は通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

※ 光クロスについて、有線ご利用いただく場合の推奨 LAN 環境は、LAN ポートが 10GBASE-T かつ LAN ケーブルがカテゴリー 6a 以上です。

### 8. 工事について

本サービスをご利用いただく場合、光ファイバーをお客様の建物に引き込む工事が必要となります。そのため、賃貸住宅等、当該建造物の所有者がお客様と異なる場合、あらかじめ建物の所有者の承諾が必要です。当社は工事の実施に基づくトラブルに關し、一切責任を負いません。開通工事はお客様の環境により、お立会いが必要な場合があります。

※ 本サービス開通工事日程は「ご契約内容確認書」の「開通予定日」をご確認ください。場合によりご希望日時に工事ができない場合があります。

※ 光ケーブルの引き込み方法およびご提供プランに關し、お客様のご希望に添えない場合があります。

※ 宅内工事において、既設設備が利用できない等やむをえない場合に限り、外壁に穴あけ・貫通等の施工を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。実際の施工内容は工事当日にご案内致します。

## 9. 料金について

毎月必要とされる費用は、お申込みいただいたご契約プランの月額利用料です。お申込み時には、別途工事費と事務手数料がかかります。

初期工事費等は、(当社規定に則り)お申込み時に一括、もしくは分割でのご請求となります。

本サービスの利用開始日が属する月の月額費用は日割りでのご請求となります。

当社は、料金その他の債務について支払期限を経過してもお支払いいただけない場合、本サービスを停止または解約することがあります。

### 【初期費用一覧】

・契約手数料(税込)

新規申込みの場合	3,300 円	転用申込みの場合	3,300 円
----------	---------	----------	---------

### 【月額費用】

※解約時期によって、解約違約金が発生します。

プラン名	形態	ご利用期間	月額利用料(税込)	解約手数料(非課税)
光割トク	クロス(ファミリー)	2 年	6,655 円	6,050 円
	ファミリー		6,050 円	5,500 円
	マンション		4,785 円	4,350 円
光電話ネクスト	光電話ネクスト基本プラン	2 年	2,750 円	2,500 円
	光電話ネクスト保守プラン		4,015 円	3,650 円
	光電話ネクストエースプラン		5,115 円	4,650 円

※利用期間内にお客様のご都合により本サービスを解約された場合は、上記解約違約金をお支払いいただきます。

## 10. ご利用期間について

ご利用開始日	ご利用期間
【新たに本サービスへご加入されたお客様】…本サービスの開通日	24 ヶ月(24 ヶ月ごとの自動更新)

利用開始日から月末日までを 1 ヶ月目とし、利用開始月から 24 ヶ月目を満了月とします。

更新月の間に、本サービスの解約のお申し出が無い場合は、24 ヶ月単位のご利用期間にて自動更新となります。

請求方法	
本サービス利用料	当社からのご請求となります。 お支払い方法は、口座振替・クレジットカード・一般請求(主にコンビニ決済)のいずれかの方法となります。 一般請求の場合は、帳票発行手数料として 660 円/回(税込)を加算させていただきます。

## 11. 料金のお支払い方法について

料金のお支払い方法、請求内容等はご契約内容により異なります。詳しくは、当社もしくはご契約のプロバイダ等の請求書をご覧ください。

## 12. 撤去工事について

- 光ファイバー回線等の撤去工事が必要な場合は、当社からの契約の解約についてのご連絡の際に当該光ファイバー回線等を取り外すため、工事日の調整をさせていただき、当該工事日に「回線終端装置」の取り外しなどを行いますのでお客様ご自身で「回線終端装置」を取り外したり、廃棄したりしないようお願い致します。
- 回線終端装置に接続されているファイバーケーブルを取り外して、断芯箇所に触れたりのぞき込んだりするのは大変危険ですのでおやめください。
- 回線撤去工事費がかかる場合がございます。
- 引越し等に伴いご契約内容を変更される場合は、移転前にご利用機器の撤去が必要です。お時間に余裕をもってのお手続きをお願い致します。

### <機器の返却について>

- 撤去工事の必要がない場合は、お客様ご自身で「回線終端装置」等の設置機器をご返却ください。解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、お手元に届きましたら、ご案内に従って返却手配をお願い致します。
- 返却いただけない場合、ご利用期間に応じた耐用年数等を考慮した損害賠償をご請求させていただきます。
- 撤去工事を行う場合は工事業者が当該機器を回収しますので、お客様自身でご返却いただく必要はございません。

## 13. 転用申込みに伴う注意事項について

- NTT 西日本の提供する「セキュリティ対策ツール」をご利用中で、NTT 西日本が提供する既設の光回線から転用のお申込みをされるお客様は、転用に伴い「セキュリティ対策ツール」の無料での利用ができなくなります。継続利用をご希望のお客様は NTT 西日本にお問合せください。
- NTT 東日本、NTT 西日本が提供するフレッツ・テレビにおける「スカパーJSAT 施設利用サービス」は、光割トクテレビへの転用後も、引き続きスカパーJSAT 株式会社とのご契約となります。なお「光割トクテレビ伝送サービス」は、転用日の当月利用料分は日割をせずに月額利用料を NTT 東日本、NTT 西日本からお客様にご請求致します。
- 転用に伴い、NTT 東日本の提供する「フレッツ光メンバーズクラブ」、NTT 西日本の提供する「CLUB NTT-West」は解約となり、それぞれのポイントは失効となります。
- 転用後、本サービスから他事業者(NTT 東日本、NTT 西日本を含む)の光回線へ再度転用することはできません。他事業者の光回線の利用を希望されるお客様は、本サービスを解約し、新規に光回線をお申込みいただく必要があります。
- NTT 東日本エリアで、フレッツ光初期工事費を分割払い期間中のお客様は、フレッツ光初期工事費の残債相当額を引き続き、分割にて当社にお支払いいただきます。フレッツ光初期工事費分割払い期間中に光割トク各プランをご解約された場合には、解約時に残債相当額を当社に一括でお支払いいただきます。

- ・ NTT 西日本エリアで、フレッツ光初期工事割引をご利用のお客様は、ご利用開始から 2 年以内に各プランを解約された場合は、フレッツ光ご利用開始からの期間に応じ、発生する解約違約金を当社に一括でお支払いいただきます。(ご利用開始月を 1 ヶ月目として 15 ヶ月以内に解約された場合、16 ヶ月目～24 ヶ月以内に解約された場合(24 ヶ月目の末日を除く)とで異なります。金額は、フレッツ光のご利用プランによって異なります。)
- ・ 転用に伴い、当社または NTT 東日本、NTT 西日本の提供するオプションサービスについて、利用条件が変更となる場合、またはサービスの全部もしくは一部がご利用いただけなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### 14. ひかり電話について

ひかり電話のサービス内容についてご説明致します。お申込み契約プランにつきましては、同封の「ご契約内容確認書」をご確認ください。

##### 【月額費用】

ご契約プラン	月額利用料金(税込)
ひかり電話	550 円
ひかり電話エース	1,650 円

※別途ご利用の通話料が加算されます。光割トクでご利用いただく通話料については、NTT 東日本、NTT 西日本からのデータを使用して料金計算を行なう為、回線使用料の請求月と異なる場合がありますのでご注意ください。

##### 【ひかり電話サービスご利用にあたっての留意事項】

ひかり電話サービスは一部接続できない番号、ご利用いただけないサービスがございます。

一部かけられない番号があります	お話し中調べ、ダイヤル Q2、コレクトコールなど一部かけられない番号があります。 電気通信事業者を指定した発信(0036 や 0033 など)はできません。 一部電話機、FAX などに搭載されている「固定電話から携帯電話への通話サービスに対応した機能」、「ACR 機能」が動作中の場合、発信が出来なくなる場合があります。
停電時はご利用できません	停電時は、緊急通報を含む通話ができません。緊急通報番号(110／119／118)へダイヤルした場合、発信者番号の通知の通常通知・非通知にかかわらずご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先(警察／消防／海上保安)に通知します。(一部の消防を除く)
一部ご利用できない電話機などがあります	SDN 対応、緊急通報機能を備えた福祉用電話機はご利用いただけません。 FAX は G3 モードのみご利用いただけます。 ※G4 モード等のデジタル通信モードではご利用いただけません。
一部ご利用できないサービスがあります	加入電話などでご利用いただける一部サービスが、ご利用いただけない場合がございます。 ファミリーひかり電話サービスをご利用いただけるサービスは弊社ホームページでご確認ください。

#### 15. プロバイダ契約について

本サービスはプロバイダ契約がセットになったサービスですので、個別の契約や変更は出来かねますのでご注意ください。

#### 16 キャンセル・解約について

##### キャンセルについて

キャンセルの定義	工事予定日(転用予定日)より前の申し込み解除は「キャンセル」とし、 月額利用料金／解約違約金は発生致しません。
キャンセル方法	ご本人様以外対応不可。下記お問合せ先までご連絡ください。 工事予定日(転用予定日)の 5 日前までにご連絡ください。 (例:20 日が工事予定日の場合、-5 日の 15 日まで。)

※ 転用実施前までのお申し込みのキャンセルは、原則無料にてお手続き致します。

※ 工事予定日(転用予定日)の 5 日前を過ぎると、工事費など発生する場合がございます。また、新規お申し込みで「無派遣工事」の場合、転用お申込の場合、工事予定日(転用予定日)の 2 営業日前を過ぎるとキャンセルできない場合もございますので、ご注意ください。

##### 解約について

光回線を解約した場合、全てのオプションサービスが自動的に解約となりますので、ご注意ください。

#### 17 プランの変更、オプションサービスの追加、移転、ご解約、その他手続きについて

・ お問合せ先：株式会社 CURA

・ TEL : 0120-536-128 営業時間／12 時-21 時 ※日曜日を除く

※ 記載内容は令和 7 年 7 月 22 日現在のものです。※記載の価格は税込表記です。

※ サービス内容および提供条件は、サービス内容の改善などのため予告なく変更する場合があります。記載されている会社名、製品名およびサービス名称は各社の登録商標および商標です。

## 「光割トク」利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条(約款の適用)

株式会社CURA(以下、「当社」といいます。)は、この光割トク契約約款(以下、「約款」といいます。)を定め、これにより光割トク(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスの利用については、約款およびその他の個別規定ならびに追加規定(以下、「個別規定等」といいます。)が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。

#### 第2条(約款の変更)

- 当社は、この約款を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとします。
- 約款の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
  - (1) 本サービスの画面上または当社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
  - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

#### 第3条(用語の定義)

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 電気通信設備:電気通信を行う為の機械、器具、線路その他電気的設備
- 電気通信サービス:電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- IP通信網:主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
- 光割トク(本サービス):IP通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
- 取扱所交換設備:特定事業者の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)
- 申込者:本サービス利用契約の申し込みをした者
- 契約者:当社と本サービス利用契約を締結した者
- 契約者回線:本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
- 回線終端装置:契約者回線の終端の場所に当社または特定事業者が設置する装置(端末設備を除きます。)
- 端末設備電気通信回線:設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内にあるもの
- 自営端末設備:契約者が設置する端末設備
- 自営電気通信設備:電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- 特定事業者:東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社のいずれか又は両方
- フレッツ光:東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社がIP通信網サービス契約約款に基づき提供する光ファイバーを用いた電気通信サービス
- 転用:フレッツ光利用者が現に利用しているフレッツ光から当社の提供する光割トクに移行すること
- 技術基準等:端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)および端末設備等の接続の技術的条件
- 消費税相当額:消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の定めに基づき課税

される地方消費税の合計額

### 第2章 契約

#### 第4条(契約の成立)

- 本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
- サービス開始日は当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

#### 第5条(契約の単位)

当社は、1の回線収容部または1の利用回線ごとに1の本サービス利用契約を締結します。

#### 第6条(本サービスの提供区域)

本サービスは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社のFTTHサービス区域内において提供します。

#### 第7条(契約申し込みの承諾)

- 当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第2条(約款の変更)に基づき契約申込者に通知します。
- 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
  - (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - (4) 第39条(利用に係る契約者の義務)の定めに違反する恐れがあるとき。
  - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### 第8条(契約の変更)

- 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
- 当社は前項の請求があったときは、第7条(契約申し込みの承諾)の定めに準じて取り扱います。

#### 第9条(契約者回線の移転)

- 契約者は、第6条(本サービスの提供区域)に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。
- 当社は前項の請求があったときは、第7条(契約申し込みの承諾)の定めに準じて取り扱います。

#### 第10条(契約者の氏名等の変更)

- 契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
- 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
- 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
- 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。
- 契約者死亡に伴い契約者名義を変更する場合原則として契約者死亡時より半年以内のお申し出が必要となります。

#### 第11条(契約者の地位の承継)

- 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があつたときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出させていただきます。
- 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

#### 第12条(権利の譲渡等禁止)

契約者は、当社の承諾なく契約者として有する権利の第三者への譲渡、使

用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

#### 第 13 条(契約者が行う本サービス利用契約の解除)

契約者は、あらかじめ当社に当社所定の手続きにより通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

#### 第 14 条(当社が行う本サービス利用契約の解除)

1. 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。
  - (1) 第 19 条(利用停止)の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。
  - (3) 契約者の名義変更、地位の承継があつたとき。
  - (4) 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。
  - (5) 契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実確認したとき。
2. 当社は、契約者が第 19 条(利用停止)第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 19 条(利用停止)の定めにかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することができます。
3. 当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することができます。
4. 当社は、前 3 項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
6. 本条第 1 項乃至第 3 項の解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
7. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めにより、本サービス利用契約を解除された場合でも、契約者は、別紙 2 料金表に定める工事費の支払いを要します。

### 第 3 章 端末設備

#### 第 15 条(端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、別紙 2 料金表に定めるところにより、端末設備を提供いたします。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときはまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

#### 第 16 条(端末設備の移転)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

#### 第 17 条(端末設備の返還)

当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を特定事業者が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス契約の解除があつたとき。
- (2) 当社の端末設備を廃止したとき。
- (3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

### 第 4 章 利用中止等

#### 第 18 条(利用中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
  - (2) 第 21 条(通信利用の制限等)の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
  - (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止するときは、あらか

じめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 19 条(利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第 29 条(債権の譲渡および譲受)の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなつた場合は、その事業者に支払わないときとします)。
  - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) 第 39 条(利用に係る契約者の義務)の定めに違反したとき。
  - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
  - (6) 前各号のほか、約款の定めに違反する行為であつて本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、本条第 1 項第 2 号により、本サービスの利用停止を行うときであつて、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 20 条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

1. 当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があつたときを除き、本サービス利用契約を解除することができます。
2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

### 第 5 章 通信

#### 第 21 条(通信利用の制限等)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することができます。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することができます。
4. 当社は、1 の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することができます。
5. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度 や通信量を制限することができます。
6. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
7. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

### 第 6 章 料金等

#### 第 22 条(料金および工事等に関する費用)

1. 当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙 2 料金表に定めるところによります。
2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙 2 料金表に定めるところによります。
3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙 2 料金表

に定めるところによります。

#### 第 23 条(利用料金等の支払い義務)

- 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙 2 料金表に定める利用料金の支払いを要します。
- 第 19 条(利用停止)の定めにより、利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。なお、会員は、支払方法により運営元が別途決済手数料等を請求する場合があることに同意するものとします。
- 前項に関わらず、運営元が会員に対し訪問集金、再請求等を行った場合には、会員は運営元に対し、訪問及び再請求を行う際に要した交通費、発送費等として運営元が定める一切の金額を支払うものとします。
- 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区分	支払いをしない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスが全く利用できない状態が生じた場合、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以降その状態が継続した場合	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金
当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金

5. 会員が運営元に対し料金の支払をせず、運営元が会員に対し法的手続きをを行う場合、会員は運営元に対し、当該手続きを行う際に要する費用として 30,000 円を支払うものとします。

#### 第 24 条(工事費の支払い義務)

- 契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し(以下、この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙 2 料金表に定める工事費を支払っていただきます。

#### 第 25 条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙 2 料金表に定める手続きに関する料金を支払っていただきます。

#### 第 26 条(料金の計算方法等)

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙 2 料金表に定めるところによります。

#### 第 27 条(割増金)

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### 第 28 条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.6% の割合(閏年も 365 日として計算するものとします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

#### 第 29 条(債権の譲渡および譲受)

- 契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者(当社が別に定め

る者に限ります。以下この条において同じとします。)の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
- 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、本条 1 項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします。)は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

## 第 7 章 保守

#### 第 30 条(当社の維持責任)

当社は、電気通信設備(当社の設置したものに限ります。)を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

#### 第 31 条(契約者の維持責任)

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

#### 第 32 条(契約者の切分責任)

- 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額の加算額とします。

#### 第 33 条(修理または復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの
	水防機関との契約に係るもの
	消防機関との契約に係るもの
	災害救助機関との契約に係るもの
	警察機関との契約に係るもの
	防衛機関との契約に係るもの
	輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
	電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
	水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
	選挙管理機関との契約に係るもの
3	新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの
	預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの
	国または地方公共団体の機関との契約に係るもの (第 1 順位となるものを除きます)
3	第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

## 第 8 章 損害賠償

#### 第 34 条(責任の制限)

- 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の

料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の定めは適用しません。

#### 第35条(免責)

1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下、この条において「技術的条件」といいます。)の定めの変更(当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担します。

#### 第36条(通信速度の非保証)

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

#### 第9章 雜則

##### 第37条(反社会的勢力に対する表明保証)

1. 契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力に属していること。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
  - (3) 反社会的勢力を利用していること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求ることはできないものとします。

##### 第38条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、約款において別段の定めがある場合は、その定めのところによります。

##### 第39条(利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社へ通知していただきます。
  - (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

- (4) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
2. 契約者は、前項の定めに違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### 第40条(契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

#### 第41条(技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術的事項は当社が別に定める所によります。

#### 第42条(法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第43条(閲覧)

約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第44条(付加機能)

当社は、契約者から請求があったときは別に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、付加機能の提供が技術的に困難なときは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

#### 第45条(本サービスに付随するサービス)

当社が別途定める本サービスに付随して当社または他社が無償で提供する他のサービス(以下、「付随サービス」といいます。)を利用する契約者は、本サービス利用契約が終了した後も、付随サービスの提供を受けることを希望する場合、付随サービスを提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するものとします。

#### 第46条(契約者に係る情報の利用)

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者(以下、「指定事業者」といいます。)のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

#### 第47条(サービスの変更または廃止)

1. 当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することができます。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

#### 第48条(サービスの開始時期の変更)

当社は、当社独自の基準で契約者の申込内容を審査し、契約の開始日を変更することができるものとします。

#### 第49条(転用)

1. フレッツ光利用者は、当社に転用を請求することができます。
2. 当社は、フレッツ光利用者から転用の請求があつたときは、次の場合を除いて、これを承諾するものとします。
  - (1) 第7条(契約申し込みの承諾)第2項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 特定事業者が承諾しないとき。
  - (3) その他、当社が適当ではないと判断したとき。
3. 契約者は、本サービスへの転用後、現に利用している本サービスからフ

レツツ光または他事業者のひかりコラボレーションモデルサービスへの再移行ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

4. 契約者は、本サービスへの転用時点または本サービスの解約時において、契約者が特定事業者に対し負担すべき費用が存在することにより、特定事業者から当社への請求が行われた場合、当該費用を当社が指定する方法により契約者が当社に支払うことをあらかじめ承諾するものとします。

## 第10章 その他

### 第50条(支払証明書等の発行)

1. 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスおよび附帯サービスの料金その他の債務(本規約の定めにより、支払いを要することになった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下、「支払証明書」といいます。)を発行します。
2. 契約者等は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別紙2料金表に定める手数料および郵送料等の支払いを要します。
3. 契約者は、当社が第1項の取扱いを行うことについて同意していただきます。

付則:令和7年7月22日制定

## 光割トクしっかりサポート利用規約

### 《1》利用規約

#### 第1章 総則

##### 第1条(サービス運営等)

1. 株式会社CURA(以下「当社」といいます。)は、「光割トクしっかりサポート規約」(以下「本規約」といいます。)に従って、「光割トクしっかりサポート」(以下「本サービス」といいます。)を運営します。なお、本サービスの詳細は第2条に定めるものとします。
2. 次条に定義する申込者に対して発する第3条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 申込者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約と抵触する条項等が存する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

##### 第2条(用語の定義)本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

###### ①本サービス(光割トクしっかりサポート)

当社が提供する光割トクしっかりサポートをいいます。なお、本サービスの詳細は、別紙1の「本サービスの詳細」に記載のとおりです。

###### ②申込者

当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。

###### ③利用規約

本規約に基づき当社と申込者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約。

###### ④申込者設備

本サービスの提供を受けるため、申込者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

###### ⑤本サービス用設備

当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

###### ⑥本サービス用設備等

本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受けた電気通信回線を含みます。)

###### ⑦課金開始日

申込者へ、当社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された日。

###### ⑧消費税相当額

消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

###### ⑨アカウントID

PINコードと組み合わせて、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

###### ⑩PINコード

アカウントIDと組み合わせて、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

#### 第3条(通知)

1. 当社から申込者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から申込者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

#### 第4条(契約約款の変更)

1. 当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。)を隨時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2. 変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

#### 第5条(合意管轄)

申込者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第6条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第7条(協議)

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、申込者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

#### 第2章 サービスの利用契約の締結等

##### 第8条(利用の申込み)

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

#### 第9条(申込者の登録情報等の変更)

1. 申込者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の引き落とし口座、または決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、その他、当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。

2. 本条第1項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、申込者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第10条(申込からの解約)

本サービスの申込者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

①申込者は、利用契約を解約しようとするときは、当社サポート窓口またはホームページの所定フォームからその旨を当社に通知するものとします。毎月の初日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあつた月の末日に本契約の解約があつたものとします。

②申込者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。

③申込者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってアカウントIDの利用停止の処置をとるものとします。

④本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

#### 第11条(当社からの解約)

1. 当社は、第27条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された申込者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が申込者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。

2. 当社は、申込者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。

①申込者が実在しない場合。

②本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。

③申込者の利用料金の決済会社の承認が確認できない場合。  
④申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。  
⑤申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。  
⑥申込者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。  
⑦その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。  
3.当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その申込者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

#### 第12条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

#### 第13条(設備の設置・維持管理および接続)

- 1.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により申込者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
- 2.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、申込者設備を当社のサービスに接続するものとします。
- 3.当社は、申込者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

### 第3章 本サービス

#### 第14条(本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、別紙1の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

#### 第15条(本サービスの廃止)

- 1.当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することができます。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、申込者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
- 3.本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は申込者に対し、何ら責任を負わないものとします。

### 第4章 利用料金

#### 第16条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金は、別紙2の「料金表」に定めるとおりとします。

#### 第17条(利用料金の支払義務)

- 1.申込者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 2.前項の期間において、第25条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用できなくなる状態が生じたときであっても、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 3.第26条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 4.本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
- 5.当社の責に帰さない事由により申込者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

#### 第18条(利用料金の支払方法)

- 1.申込者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

- ①クレジットカード
- ②預金口座振替
- ③その他、当社が別途定める方法。

- 2.利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に申込者指定の口座から引落されるものとします。
- 3.利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月27日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に申込者指定の口座から引落されるものとします。
- 4.前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を当社ホームページへ通知することにより変更することができます。

#### 第19条(自己責任の原則)

- 1.申込者は、申込者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
- 2.申込者は、①本サービスの利用に伴い、他者に対して損害を与えた場合、または②他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。申込者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
- 3.申込者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 4.当社は、申込者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、申込者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、申込者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

#### 第20条(禁止事項)

- 申込者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- ①当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
  - ②当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - ③当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - ④当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
  - ⑤詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
  - ⑥本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
  - ⑦他者になりすまして本サービスを利用する行為。
  - ⑧ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または他者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
  - ⑨他者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
  - ⑩本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為。
  - ⑪その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当と認める行為。

#### 第21条(著作権)

- 1.本サービスにおいて当社が申込者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとします。
- 2.申込者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - ①本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - ②複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

### 第6章 当社の義務等

#### 第22条(当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

#### 第23条(本サービス用設備等の障害等)

- 1.当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに申込者にその旨を通知するものとします。
- 2.当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
- 3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第24条(個人情報の取扱いについて)

1.申込者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその申込者の氏名および住所等をその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意していただきます。

2.当社は、当サービス提供にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

- ①お客様よりご依頼を受けた当サービスをご提供するため。
- ②お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため。
- ③お客様へのサービス向上を図るためにアンケートの発送、回収等のため。
- ④お客様からいただいたご意見、ご要望にお答えするため。

#### 第7章 利用の制限、中止および停止

##### 第25条(保守等による本サービスの中止)

1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- ①当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
- ②当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
- ③登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。

④申込者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または申込者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を申込者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該申込者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

##### 第26条(利用の停止)

1.当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することができます。

- ①支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
- ②本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
- ③本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合。

④申込者に対する破産の申立があった場合、または申込者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。

⑤本サービスの利用が第20条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合。

⑥申込者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。

⑦前各号のほか本規約に違反した場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を申込者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。

3.前項の場合、申込者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、申込者は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一緒に、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、申込者の負担とします。

4.本条の定めは当社が申込者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

#### 第 8 章 損害賠償等

##### 第 27 条(損害賠償の制限)

1.当社は、本規約で特に定める場合を除き、申込者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、申込者が当社に支払う利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、申込者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。

3.当社は、申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

4.当社は、本サービスの提供をもって、申込者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。5.本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によつては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して申込者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

6.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の内容について保証するものではありません。

7.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の実施に伴い、生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。

8.訪問作業において、万が一プログラムやデータの損失、書き換え等があつた場合、その原因に関わらず、当社は責任を取ることが出来ません。重要なデータに付きましては、あらかじめバックアップをお願いします。

9.訪問作業者の過失により機器の破壊等の損害を与えた場合、本サービスはお客様に対し、実施の作業料金を上限として賠償するものとします。

10.当サービスはお客様のご依頼内容のすべてを完遂することを保障するものではございません。作業環境や症状によっては、作業をおこわりする場合もございます。

11.作業内容によっては、作業対象機器メーカー保障が無効になる場合がございます。

12.当社は、第15条(本サービスの廃止)、第25条(保守等による本サービスの中止)、第26条(利用の停止)の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。

13.サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

14.当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することができます。この場合、当社は、あらかじめそのことを申込者に通知します。

付則:令和 7 年 7月22日制定

#### 《2》本サービスの詳細

##### 【本サービスの内容】光割トクしっかりサポート

「光割トクしっかりサポート」とは、申込者のパソコンに関するお問合せにオペレータがお電話でお応えすることおよび、遠隔地にある申込者のパソコンにネットワーク経由でアクセスし、直接支援、操作することで、申込者のパソコンに関するトラブルシューティング、ソフトウェインストール、ウイルスチェック等を支援すること、及び上記手段では解決できない問題について訪問作業を行うことで、その解決を図るサービスです。

##### 【本サービスの利用方法】

1.本サービスの利用ご相談は、当社が運営する「光割トクサポート受付センター」に、直接電話でご連絡ください。

(受付先)光割トクサポート受付センター

TEL: 0120-536-129(無料)

受付時間 12:00~21:00 ※日曜日を除く

2.本サービスの利用の際、申込者自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報の保護に関する法律に基づき、ご依頼者がご契約者本人であることを証明をお願いする場合があります。

<遠隔サポート対応可能環境>

OS (日本語版に限ります。)	・Windows7 以降 ・Mac OS X 以降(intel チップ搭載機器に限ります)
ブラウザ	MicrosoftInternetExplorer6.0 以上 FireFox3.0 以上 Safari3.0 以上 Opera9.0 以上 Chrome10 以上
CPU	IntelPentiumIII800MHz 以上またはその互換のプロセッサ
ソケット通信	Winsock1.0 以上
ネットワーク環境	LAN、FTTH、ADSL、電話線、ワイヤレスのグローバル IP またはバーチャルIP 対応

<遠隔サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲>  
遠隔ヘルプサービスの主なサポート対象およびサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定するサポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

機器	・サポート対象 パソコン本体、モニタ、キーボード、マウス、ルータ、無線 LAN アクセスポイント、ハブ LAN カード等のネットワーク機器、ネットワーク接続可能なゲーム機器。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、マニュアルに記載された基本操作。
OS (日本語版に限ります)	・サポート対象 Windows7 以降 Android2.3 以降 iOS6.0 以降 MacOS X 以降 (intel チップ搭載機器に限る) ・サポート範囲 インストール方法、個人利用を想定した基本的な操作方法、簡易診断。
ソフトウェア	・サポート対象 ブラウザ、メール、メディアプレーヤー、ウイルス対策、接続ツール。 ・サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。
接続サービス	・サポート対象 FTTH サービス、DSL サービス、データ通信カード、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。

なお、上記遠隔サポート対象外の項目についても、訪問サポートにて対応できる項目もありますので、詳細は次項参照のこと。

【訪問作業完了】

1.当サービスの作業終了後、お客様に該当機器等をご確認頂き、当サービスの「サポートサービス作業報告書」にご署名を頂いた時点で作業完了とさせていただきます。サービス完了後、明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、作業後 1ヶ月以内については無償で対応するものとします。

2.訪問後、以下の場合は作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当社の規定する作業料金および部品代金等はお支払いいただけます。

- ①違法コピーなど、違法行為となる作業を要求された場合。
- ②お客様の責により、作業に必要な機器や環境が整っていない場合。
- ③機器等および関連機器が不具合により正常に動作しない場合。
- ④作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。

⑤機器等およびソフトウェアでパスワードが働いており、お客様によりパスワード解除できない場合。

⑥パスワードなど、作業に必要な情報を開示いただけない場合。

«3» 料金表

■光割トクしっかりサポート■

基本内容	料金 (税込)	備考
パソコン・インターネットでお困りの時に、お電話・遠隔操作・訪問、3 つのサポートをご利用いただけます。	3,960 円	本サービス利用中は毎月ご請求いたします。

■訪問出張サービス■

基本料金

基本内容	料金 (税込)	備考
基本設定: デバイスのインターネット接続・メール設定 (年 3 回目以降の利用の場合)	11,000 円	離島は別途交通費を請求させて頂きます。
作業中断及び当日キャンセル	3,850 円	当社起因の作業中断及び当日キャンセルは含まれません。

追加オプション作業

基本内容	料金 (税込)	備考
追加デバイス接続(1 台につき): デバイス 1 台の有線・無線接続・メール設定	880 円	開梱・初期設定は含まれません。Google アカウントや AppleID の取得は含まれません
パソコンセキュリティサービス(ソフトインストール)※当社セキュリティソフトをパソコン1台にインストール・設定	3,300 円	ウイルス駆除は含まれません。
プリンタ設定(有線・無線)※有線・無線プリントの設定をします	3,300 円	
スキャナ設定 ※スキャナの接続設定をします	3,300 円	
プリンタ複合機設定 ※有線・無線プリンタの設定をします	4,950 円	
デジカメ ※デジカメ用ソフトのインストールとパソコン 1 台との接続をします	3,300 円	
ソフトインストール ※市販ソフトのインストールをします 1 デバイス 1 ソフト	3,300 円	ソフトのレクチャーは含まれません。Google アカウントや AppleID の取得は含まれません
スマートデバイスアカウント作成 ※Google アカウントや AppleID の 1 アカウント作成致します	1,100 円	ソフトのレクチャーは含まれません。Google アカウントや AppleID の取得は含まれません
パソコン開梱初期設定 ※パソコンの開梱・初期設定を致します。ユーザー アカウント・アカウントの設定。	3,300 円	ソフトインストール・廃材の回収・WindowsUpdate は含まれません。
パソコンリカバリ ※パソコン1台の初期化をします	11,000 円	データのバックアップは致しかねます

※毎年度(\*1)、当社リモートサポートサービスにおいて解決が出来ない案件のみ、1度だけ無料(\*2)にてご利用いただけます。

(\*1)年度はお客様のご契約日を起算日とした1年と致します。(\*2)上限金額を11,000 円とし、超過分はお客様ご負担となります。

«4» 本サービスのすべて、または一部で取得する情報

1.当社は、申込者の同意を得て、当社が本サービスを提供するための情報として、申込者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、申込者が情報提供に同意しない場合、本サービスを受けられなくなる場合があります。また、申込者が、以下の情報を自ら提供したときは、申込者は同意したものとみなします。

2.当社は、申込者から取得した以下の情報については、本規約第24条(個人情報の取扱)に準じて取り扱います。

<ご提供いただく情報の例>

- ・オペレーション・システムの種類、バージョン
- ・マシン名(名称、型番、シリアル番号等)
- ・MAC アドレス
- ・ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- ・ハードディスクドライブの空き容量
- ・デフォルトブラウザの種類、バージョン
- ・デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- ・CPU 種類、動作周波数
- ・その他、本サービス提供に必要とされる情報等

## 光割トクまとめてパック利用規約

### 《1》利用規約

#### 第1章 総則

##### 第1条(サービス運営等)

1.株式会社CURA(以下「当社」といいます。)は、「光割トクまとめてパック規約」(以下「本規約」といいます。)に従って、「光割トクまとめてパック」(以下「本サービス」といいます。)を運営します。なお、本サービスの詳細は第2条に定めるものとします。

2.次条に定義する申込者に対して発する第3条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。

3.当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

4.申込者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約と抵触する条項等が存する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

第2条(用語の定義)本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### ①本サービス(光割トクまとめてパック)

当社が提供する光割トクまとめてパックをいいます。なお、本サービスの詳細は、別紙1の「本サービスの詳細」に記載のとおりです。

#### ②申込者

当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。

#### ③利用規約

本規約に基づき当社と申込者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約。

#### ④申込者設備

本サービスの提供を受けるため、申込者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

#### ⑤本サービス用設備

当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

#### ⑥本サービス用設備等

本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受けた電気通信回線を含みます。)

#### ⑦課金開始日

申込者へ、当社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された日。

#### ⑧消費税相当額

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

#### ⑨アカウント ID

PIN コードと組み合わせて、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

#### ⑩PIN コード

アカウント ID と組み合わせて、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

#### 第3条(通知)

1.当社から申込者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。

2.前項の規定に基づき、当社から申込者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

#### 第4条(契約約款の変更)

1.当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。)を隨時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2.変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

#### 第5条(合意管轄)

申込者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第6条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第7条(協議)

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、申込者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

#### 第2章 サービスの利用契約の締結等

#### 第8条(利用の申込み)

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

#### 第9条(申込者の登録情報等の変更)

1.申込者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の引き落とし口座、または決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、その他、当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。

2.本条第1項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、申込者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第10条(申込者からの解約)

本サービスの申込者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

①申込者は、利用契約を解約しようとするときは、当社サポート窓口またはホームページの所定フォームからその旨を当社に通知するものとします。毎月の初日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあつた月の末日に本契約の解約があつたものとします。

②申込者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。

③申込者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってアカウント ID の利用停止の処置をとるものとします。

④本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

#### 第11条(当社からの解約)

1.当社は、第27条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された申込者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が申込者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。

2.当社は、申込者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。

①申込者が実在しない場合。

②本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。

③申込者の利用料金の決済会社の承認が確認できない場合。

④申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかつた場合。

⑤申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。

⑥申込者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。

⑦その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。

3.当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その申込者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

#### 第12条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

#### 第13条(設備の設置・維持管理および接続)

- 1.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により申込者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
- 2.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、申込者設備を当社のサービスに接続するものとします。
- 3.当社は、申込者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

### 第3章 本サービス

#### 第14条(本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、別紙1の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

#### 第15条(本サービスの廃止)

- 1.当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することができます。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、申込者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
- 3.本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は申込者に対し、何ら責任を負わないものとします。

### 第4章 利用料金

#### 第16条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金は、別紙2の「料金表」に定めるとおりとします。

#### 第17条(利用料金の支払義務)

- 1.申込者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 2.前項の期間において、第25条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 3.第26条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 4.本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
- 5.当社の責に帰さない事由により申込者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

#### 第18条(利用料金の支払方法)

- 1.申込者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

- ①クレジットカード
- ②預金口座振替
- ③その他、当社が別途定める方法。

2.利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に申込者指定の口座から引落されるものとします。

3.利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月27日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に申込者指定の口座から引落されるものとします。

4.前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を当社ホームページへ通知することにより変更することができます。

#### 第19条(自己責任の原則)

1.申込者は、申込者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。

2.申込者は、①本サービスの利用に伴い、他者に対して損害を与えた場合、または②他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。申込者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

3.申込者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4.当社は、申込者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、申込者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、申込者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

#### 第20条(禁止事項)

申込者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- ①当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
- ②当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- ③当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- ④当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ⑤詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- ⑥本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
- ⑦他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑧ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または他者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
- ⑨他者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- ⑩本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為。
- ⑪その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当と認める行為。

#### 第21条(著作権)

1.本サービスにおいて当社が申込者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとします。

- 2.申込者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - ①本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - ②複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

#### 第6章 当社の義務等

##### 第22条(当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

#### 第23条(本サービス用設備等の障害等)

- 1.当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに申込者にその旨を通知するものとします。
- 2.当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
- 3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
- 4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第24条(個人情報の取扱いについて)

- 1.申込者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその申込者の氏名および住所等をその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意していただきます。

- 2.当社は、当サービス提供にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

- ①お客様よりご依頼を受けた当サービスをご提供するため。
- ②お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため。
- ③お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため。
- ④お客様からいただいたご意見、ご要望にお答えするため。

## 第7章 利用の制限、中止および停止

### 第25条(保守等による本サービスの中止)

- 1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - ①当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
  - ②当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
  - ③登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
  - ④申込者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または申込者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を申込者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該申込者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第26条(利用の停止)

- 1.当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
  - ①支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
  - ②本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
  - ③本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合。
  - ④申込者に対する破産の申立があった場合、または申込者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
  - ⑤本サービスの利用が第20条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合。
  - ⑥申込者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
  - ⑦前各号のほか本規約に違反した場合。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を申込者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。
- 3.前項の場合、申込者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、申込者は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6% の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一緒にして、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、申込者の負担とします。
- 4.本条の定めは当社が申込者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

## 第8章 損害賠償等

### 第27条(損害賠償の制限)

- 1.当社は、本規約で特に定める場合を除き、申込者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、申込者が当社に支払う利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、申込者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
- 2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。

3.当社は、申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

- 4.当社は、本サービスの提供をもって、申込者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。5.本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを行なうサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して申込者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 6.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の内容について保証するものではありません。

- 7.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の実施に伴い、生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。
- 8.訪問作業において、万が一プログラムやデータの損失、書き換え等があつた場合、その原因に問わらず、当社は責任を取ることが出来ません。重要なデータに付きましては、あらかじめバックアップをお願いします。
- 9.訪問作業者の過失により機器の破壊等の損害を与えた場合、本サービスはお客様に対し、実施の作業料金を上限として賠償するものとします。
- 10.当サービスはお客様のご依頼内容のすべてを完遂することを保障するものではございません。作業環境や症状によっては、作業をおこわりする場合もございます。
- 11.作業内容によっては、作業対象機器メーカー保障が無効になる場合がございます。
- 12.当社は、第15条(本サービスの廃止)、第25条(保守等による本サービスの中止)、第26条(利用の停止)の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。
- 13.サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
- 14.当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを申込者に通知します。

付則:令和7年7月22日制定

## 《2》本サービスの詳細

【本サービスの内容】光割トクまとめてパック  
ご自宅で多岐にわたるお困り事全般サポート

### ①ネットショッピングサポート

お客様が希望するあとあらゆる商品を、よりリーズナブルに購入し、ご自宅にお届けするお買い物代行サービスです。

### ②旅行等のチケットの手配のサポート

お客様が希望する旅行チケット予約の代行サービスです。  
飲食店の検索、旅先のおすすめスポット探しも可能。

### ③通信機器の無料引取り

不要になった通信機器を無料で訪問して引き取ります。

### ④スマートフォン修理

iPhone・スマートフォンの修理・故障対応全般ガラス交換・タッチパネル交換・液晶交換・バッテリー交換・パーツ交換・水没点検・フロントベゼル交換・カメラ修理・スピーカー修理・液晶メタルプレート・フロントフレーム修理・ボタン交換・ホームボタン修理・内部クリーニング

## 【本サービスの利用方法】

1.本サービスの利用ご相談は、当社が運営する「光割トクまとめてパック受付センター」に、直接電話でご連絡ください。

(受付先)光割トクまとめてパック受付センター

TEL:0120-536-128(無料)

受付時間 12:00~21:00 ※日曜日を除く

2.本サービスの利用の際、申込者自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報の保護に関する法律に基づき、ご依頼者がご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

## 《3》料金表

■光割トクまとめてパック■

基本内容	料金 (税込)	備考
ご自宅で多岐にわたるお困り事全般サポートをご利用いただけます(ネットショッピングサポート/旅行等のチケット手配のサポート/スマートフォンの修理)	2,860円	本サービス利用中は毎月ご請求いたします。

## 《3》本サービスのすべて、または一部で取得する情報

- 1.当社は、申込者の同意を得て、当社が本サービスを提供するための情報として、申込者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、申込者が情報提供に同意しない場合、本サービスを受けられなくなる場合があ

ります。また、申込者が、以下の情報を自ら提供したときは、申込者は同意したものとみなします。

当社は、申込者から取得した以下の情報については、本規約第24条(個人情報の取扱)に準じて取り扱います。

#### <ご提供いただく情報の例>

- ・オペレーション・システムの種類、バージョン
- ・マシン名(名称、型番、シリアル番号等)
- ・MAC アドレス
- ・ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- ・ハードディスクドライブの空き容量
- ・デフォルトブラウザの種類、バージョン
- ・デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- ・CPU 種類、動作周波数
- ・その他、本サービス提供に必要とされる情報等

## 「ひかり割トク セキュリティ」利用規約

### 第1条 適用

1. 本利用規約は、マカフィー株式会社の MMA McAfee Multi Access )サービスに係る卸提供を受け、株式会社CURA(以下、「当社」といいます。)からマカフィーマルチアクセスご契約のお客様に対し、セキュリティ(セキュリティスキャン、プライバシー保護、バッテリー最適化、端末機器等の検索等、当社が別に指定するサービスに限ります。)に係るソフトウェアおよびサービス(ソフトウェアおよびサービスを「製品」と総称することがあります。)を提供する「マカフィー R マルチ アクセス」(以下、「本サービス」といいます。)に関する条件を規定します。

2. お客様は、本利用規約のほか、マカフィー株式会社のマカフィー製品使用許諾契約[http://home.mcafee.com/root/aboutus.aspx?id=eula&culture=ja\\_jp](http://home.mcafee.com/root/aboutus.aspx?id=eula&culture=ja_jp) (以下、本利用規約とあわせて「本利用規約等」といいます。)に定めることを同意の上、本サービスを利用するものとします。なお、本利用規約とマカフィー製品使用許諾契約との間の解釈に相違が生じる場合、本利用規約が優先して適用されるものとします。

### 第2条 アカウントの管理

1. お客様が本サービスを使用するにはアカウントを登録し、本サービスの使用を継続する限り、登録情報を正確、完全かつ最新のものに保持することに同意しなければなりません。お客様のアカウントの登録情報に虚偽の事項がある場合は、当社は本サービスの利用停止または本利用規約に基づく契約の解除をすることができます。

2. お客様はアカウントのパスワードを常に安全な状態にしておくことに責任を有し、いかなる第三者にもパスワードを開示しないことに同意するものとします。お客様はサブアカウントを含め、お客様の名義およびアカウントで発生するいかなる活動に対しても全ての責任を有します。お客様がアカウントのパスワードまたは暗号化キーを紛失した場合、お客様は本サービスを利用できません。お客様は、アカウントの不正使用または本サービスに関連するその他の違反が発生したことが判明した場合については、直ちに当社に連絡しなければなりません。

### 第3条 利用料金

1. 本サービスの利用料金(以下「本料金」といいます。)は、月額税込1,078円とします。

2. 本サービスの契約者は、本料金を当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。

3. 月の途中から本サービスの提供が開始した場合(第5条で定める当社からライセンスを付与した時を提供開始とします。)、及び、月の途中で本利用規約に基づく契約が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われないものとします。なお、本サービスの提供期間中、お客様が本サービスを使用していない場合であっても、本料金は適用されます。

4. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。尚、本サービスを使用することができなくなつた場合には、当社は、本サービスの復旧に努め、本サービスを使用することができなくなつた場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。

### 第4条 個人情報の取り扱い

お客様は、当社によるお客様の個人情報の収集、使用および開示に関して、当社のプライバシーポリシーに準拠することに同意します。

### 第5条 本サービスの利用

本利用規約等に従って当社は、お客様に対し、サイトにアクセスし、サービスおよびソフトウェアを使用するための、限定、非排他的、譲渡不可、取消可能

のライセンスを付与します。お客様は、サイトに記載され、または当社が提供するその他のマニュアルに記載されているアカウントタイプに、その時点で最新のマニュアルで指定されているデバイス数およびデバイスタイプ上にのみ実行可能形式のソフトウェアをインストールおよび使用することができます。お客様は、特定の第三者コードがソフトウェアで提供された場合、この使用には当該コードに付随するライセンス条件が適用されることに同意するものとします。当社は、マカフィー株式会社より許諾を受けて、本サービスをお客様に提供します。

### 第6条 知的所有権

1. お客様は、全ての知的所有権を含め、製品に係る全ての権利、権限および利益を当社またはその他権利を保持する第三者が所有することに同意するものとします。本利用規約等で付与されるライセンスを除き、当社およびそのライセンサーは製品の全ての権利を留保しており、いかなる默示ライセンスもお客様に付与されることはありません。

2. 当社は、お客様又は第三者が以下の事項を行うことについて、許可をしないものとします。

① 製品のいづれかの部分に関するサプライセンス付与、貸出、レンタル、貸付、譲渡または配布。

② 製品の変更、改作、変換または二次的著作物の作成。製品の逆コンパイル、リバースエンジニアリング、または分解または製品からのソースコードの引出し。

③ ソフトウェアまたはサイト上に表示されている商標、著作権、またはその他の所有権に係る標章の取外し、隠蔽または変更。

### 第7条 お客様の責任と禁止事項

1. お客様は、本サービスに関して全ての責任を負うものとします。特に、製品を使用して、以下の禁止事項に抵触する行為を行わないことに同意します。

① 関連する法律または本利用規約等への違反

② 第三者の知的所有権またはその他の権利の侵害

③ 公序良俗に反するまたはその恐れのある行為

④ 犯罪行為または犯罪行為に結びつく行為

2. 当社は他人の知的所有権を尊重し、本サービスのお客様も同じく尊重することを要求します。

お客様が製品を使用する際、お客様は第三者の著作権、特許権、商標権、秘密情報またはその他の知的所有権を侵害する資料をアップロード、格納、共有、表示、投稿、電子メールの送信または利用させることができません。侵害が繰り返された場合、または前項の各号の禁止事項に抵触する行為を行った場合には、当社は適切な条件の下で、本サービスを利用停止します。

3. お客様は、以下に関連して生じる、妥当な弁護士費用およびコストを含め、全ての請求権、法的責任、損害、損失および費用について、当社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社を防御し、補償し、損害を与えないものとします。

・製品の使用

・本利用規約等の違反

・知的所有権を含む第三者の権利の侵害

4. 前項の補償の義務は、本サービスの利用停止および本利用規約等に基づく契約の解除または期間終了後も存続します。

### 第8条 本サービスの中止および中断

1. 当社は、次の場合には本サービスの全部または一部の提供を変更、中止または中断することができます。

① 本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき

② 本サービス提供に必要な電気通信サービスが利用できない状況にあるとき

③ 本サービス用設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき

④ 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき

⑤ その他当社が本サービスの運用の全部または一部を変更、中止または中断することが望ましいと判断したとき

2. 前項について、当社は商業的に相当な範囲内で努力し、お客様に電子メール、顧客内メッセージを送信、またはサイト上に関連情報を掲載し、当該措置を通知します。

### 第9条 利用規約の変更

1. 当社は、常に本利用規約を変更する権利を有し、各変更事項はサイトに掲載された時点で有効とします。重大な変更事項も全て将来に対して適用されます。かかる変更後のお客様による製品の継続使用は、変更後の条件に同意したものと見なされます。かかる変更を継続して入手するために、サイト上に掲載されている本利用規約等の最新版の確認が求められます。本利用規約等の遵守に同意しない場合は、直ちに製品の使用を停止しなければなりません。

2. 本利用規約等および掲載された改訂版は、本サービスの使用を継続する限り有効です。お客様は、当社が指定する方法に従って製品の使用を停止することで、いつでも、いかなる指定する方法に従って製品の使用を停止することで、いつでも、いかなる理由であっても、本サービスを利用停止できます。

## 第10条 当社からの契約解除

当社は、お客様が、以下の各号に該当する、または本利用規約等が遵守されないときは、当社から通知することなく本サービスを利用停止および本利用規約に基づく契約等を直ちに解除することができます。

- ① 本料金の支払いの遅延または不履行があった場合
- ② 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合またはそれらのおそれがあると認められる場合
- ③ 破産、民事再生、特別清算、または会社更生等の申立てを行い、あるいは申立てを受けた場合、またはそれらのおそれがあると認められる場合
- ④ 手形、小切手が不渡りとなり、その他支払停止状態に至った場合
- ⑤ 営業を廃止・休止・変更し、または第三者に管理される等営業内容に変更があった場合、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥ 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑦ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明した場合
- ⑧ その他上記各号の一に準ずる事由があつた場合
- ⑨ 後見・保佐・補助開始の審判を受けた場合
- ⑩ 死亡した場合
- ⑪ 当社とシステムの管理・運営を行う者との間で締結されたシステムの提供に関する契約が事由の如何を問わず終了した場合
- ⑫ 当社が本サービスを提供できなくなった場合

## 第11条 お客様からの契約解除

- 1. お客様は、当社が指定する方法により、本サービスを契約解除することができます。
- 2. お客様は、前項に定める方法により、各月の1日から末日までに契約解除の手続きが完了した場合、当該月の末日をもって本サービスの契約解除が成立するものとします。

## 第12条 契約終了後の措置

マカフィーマルチアクセスの解除または契約解除または契約期間の終了を受けて、お客様は本サービスの利用を継続する権利を失います。

## 第13条 本サービスの終了

当社は、お客様に対し1ヶ月以上前に通知することにより、本サービスを終了できるものとします。本サービス終了に伴って損失や損害が発生したとしても、当社はお客様その他いかなる者に対して、いかなる責任も負わないものとします。

## 第14条 第三者への委託等

当社は、本利用規約等に基づく当社の義務の全部または一部を第三者に委任または請け負わせることができるものとします。

## 第15条 紛争の解決

本利用規約等に定めのない事項および本利用規約等の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

## 第16条 免責

- 1. お客様は、特に、本サービスに関する製品（以下「製品」という。）をお客様の責任で使用し、製品が「現状のまま」、「提供可能な状態」で提供されることに同意するものとします。当社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社は、市販性の默示保証、特定の目的に対する適合性、侵害行為のないことを含め、明示的または默示的なあらゆる種類の保証を行うものではありません。特に、当社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社は、(A) 製品がお客様の要件を満たすこと (B) お客様は製品を、適時に、中断なく、安全にまたはエラーなく使用できること (C) 製品の使用によって取得する情報が全て正確または信頼性があること (D) 製品の欠陥またはエラーが修正されることを保証しません。
- 2. お客様が保存した情報が消失または破損した場合でも、当社は消失または破損に伴うお客様または他社からの損害賠償の責任を免れるものとします。
- 3. 当社は第8条第1項により、一切の責任を負うことなく、本サービスの中断または中止をする場合があり、当社は本サービスの品質についてはいかなる保証も行わないものとします。また、第7条第1項以外の製品の欠陥が原因となり、お客様へ損失や損害が発生した場合も、当社の故意または重大過失によるものを除き、当社は責任を負わないものとします。
- 4. 第6条第2項による本サービスの利用停止、第10条による本サービスの利用停止、その他の本利用規約等の違反による本サービスの利用停止により、お客様に発生した損害に対しては、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5. ダウンロードした資料または製品の使用により別途取得した資料はお客様の裁量と責任でアクセスしたものであり、かかる資料をダウンロードしたこと

起こり得るお客様のデバイスの損傷またはデータの損失に対しては、お客様が全て責任を負うものとします。さらに、お客様は、死亡、人身傷害または重大な物理的もしくは環境面での損害を引き起こす可能性のある目的で製品の使用を意図していない、またはこれに適していないことに同意するものとします。

6. 製品の使用もしくは使用不能に起因し、または製品に別途関連し、利益、営業権、使用、データ、代替の商品もしくは本サービスの調達費またはその他の無形の損失に係わる損害を含め（お客様が当該損害を請求する相手方が当該損害の可能性を承知していた場合であっても）、間接的、偶発的、特別、派生的または懲罰的損害について、当社はお客様に対する責任を負わないものとします。

7. 当社がお客様又はその他の第三者に損害賠償責任を負う場合には、賠償額の上限はお客様が当社に支払った製品について、1アカウントかつ1ヶ月あたりの月額利用料相当額を超えないものとします。当社は、いかなる場合であっても、製品の利用にあたり生じた逸失利益、特別事情による損害、営業利益その他期待権、第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害については、一切の責任を負わないものとします。この損害の制限はお客様と当社間の本利用規約等に基づく契約の基本的要素であることとに同意します。

## 第17条 法令の遵守法令の遵守

お客様は、製品の使用が米国、日本およびその他の諸国の輸出入法に服することがあることに同意するものとします。お客様は全ての輸出入法および規則を遵守することに同意するものとします。特に、製品を米国の輸出禁止諸国、または米国財務省の特別指定国民リストもしくは米国商務省の禁輸対象者リストに記載されている個人に輸出または再輸出しないことに同意します。お客様は製品を使用するにあたり、かかる国に居住していない、またはかかるリストに掲載されていないことを表明し、保証するものとします。また、ミサイル、核、化学または生物兵器の開発、設計、製造または生産など、米国法および日本法が禁止している目的に製品を使用しないことに同意します。

## 第18条 準拠法および裁判管轄準拠法および裁判管轄

- 1. 本利用規約等に基づく契約を始めお客様と当社間の関係は、日本法に準拠します。本利用規約等に係り生じる紛争は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。知的所有権に関しては、特に、当社はその権利の保護または執行にあたっては任意の裁判管轄において訴訟を提起できることに同意します。国際物品売買契約に関する国際条約は本利用規約等には適用されません。
- 2. 本利用規約等は、お客様と当社間の完全合意を構成しており、製品に関連するお客様と当社間のそれ以前の契約に取って代わるものとします。本利用規約等のいづれかの部分が無効または執行力がなくなった場合、その部分は適用法の下で両当事者の当初の意図にできる限り沿うべく解釈され、残りの部分はなお効力を有します。当社が本利用規約等の規定を行はなければ執行しなかった場合、かかる権利または規定の放棄とは解釈されません。本利用規約等で別段の定めがある場合を除き、本利用規約等に第三受益者は存在しないことに同意します。本利用規約等または製品の使用に関する全ての請求権または請求原因は、請求原因が生じてから1年以内に提訴する必要があり、それ以降は提訴できません。

- 3. お客様は、当社の書面による事前の同意なく、本利用規約等に基づく権利または義務を第三者に譲渡または移転できません。当社は、本利用規約等を自由に譲渡できるものとします。

付則: 令和7年7月22日制定

## 【別紙1】料金表及び料金表の通則

### 第1条(料金の計算方法等)

1.本サービスの料金および工事に関する費用は、この本サービス料金表(以下、「料金表」といいます。)に定めるほか、当社が別に定めるところによります。  
2.当社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が本サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます(以下同じとします)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。  
3.当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

### 第2条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

### 第3条(料金等の支払い)

契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに当社が指定する金融機関等を通じ、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

### 第4条(料金の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### 第5条(前受金)

当社は、当社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。尚、前受金には利息を付さないこととします。

### 第6条(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかるわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

### 料金表

#### 月額利用料

契約プラン(2年更新)	月額利用料(税込)
ひかり割トク クロス	6,655 円
ひかり割トク ファミリー	6,050 円
ひかり割トク マンション	4,785 円
ひかり割トク 光電話ネクスト(基本)	2,750 円
ひかり割トク 光電話ネクスト(基本_保守付)	4,015 円
ひかり割トク 光電話ネクスト(エース)	5,115 円

※ご契約様からの解約申し出がない場合は24ヶ月ごとに自動的に契約更新されます。更新月24ヶ月目となり、それ以外の期間での解約の際は途中解約と見なし、解約金が発生いたします。

#### 解約違約金

プラン(2年更新)	期間	金額(税込)
ひかり割トク クロス	2年	6,655 円
ひかり割トク ファミリー	2年	6,050 円
ひかり割トク マンション	2年	4,785 円
ひかり割トク 光電話ネクスト(基本)	2年	2,750 円
ひかり割トク 光電話ネクスト(基本_保守付)	2年	4,015 円
ひかり割トク 光電話ネクスト(エース)	2年	5,115 円

#### 機器使用月額利用料

機器名称	月額利用料 (税込)
ホームゲートウェイ(NTT西日本エリア)	495 円
1ギガ対応無線LANルータ(NTT東日本エリア)	330 円
10ギガ対応無線ルータ	550 円

#### 工事費

工事種別	工事費(税込)
新規開通工事費	屋内配線新設 22,440 円
	屋内配線既設再利用 11,880 円

移転工事費	派遣工事無し	3,300 円
	屋内配線新設	22,440 円
	屋内配線既設再利用	11,880 円

※契約者の状況によっては、工事費が異なる場合があります。

※土日祝日、時刻指定、夜間、深夜、年末年始に工事を実施する場合は別途工事費を加算してご請求いたします。

※工事担任者派遣の有無については、当社にて判断いたします。

#### 初回契約事務手数料

初回契約事務手数料 (税込)	新規	3,300 円
	転用	3,300 円

#### 決済手数料

支払方法	クレジットカード	口座振替	窓口払い	振込
決済手数料(税込)	0 円	385 円	660 円	※1

※やむを得ない理由により振込により支払う場合は、振込手数料は契約者が支払うものとします。

※請求費用の確認は当社WEBサイトにて契約者ご自身で確認ができます。

#### オプションサービス料金表

##### 月額利用料

オプションサービス名	月額利用料(税込)
ひかり割トクしっかりサポート	3,960 円
ひかり割トクまとめてパック	2,860 円
ひかり割トクセキュリティ	1,078 円

※無料期間は最大2ヶ月無料となります。

※解約規約金はございません。

付則: 令和7年7月22日制定